

運営費交付金算定ルール上の事業費と中期計画上の収支計画等の関係

【運営費交付金算定ルール】

● 運営費交付金を算定するための基礎資料

収入	支出
学部教育等標準運営費交付金 ○ 運営費交付金 ○ 運営費交付金対象収入 1. 学種別収入 (学業料収入) 2. 授業料収入 (学種別収容定員)	1. 一般管理費 2. 学部・大学院等教育研究費 (1) 学部・大学院等教育研究費 (2) 附属学校教育研究費 3. 教育等施設経費
特定運営費交付金 ○ 運営費交付金 ○ 運営費交付金対象収入 1. 後援料収入 (学業料収入) 2. 学業料収入 (学業料収入) 3. 学業料収入 (学業料収入) 4. 学業料収入 (学業料収入) 5. 学業料収入 (学業料収入) 6. 学業料収入 (学業料収入)	1. 学部・大学院等教育研究費 (1) 学部・大学院等教育研究費 (2) 附属学校教育研究費 (3) 教育・研究所経費 2. 附属研究所経費 3. 附属施設等経費 4. 特別教育研究経費 5. 特殊要因経費
附属病院運営費交付金 ○ 運営費交付金 ○ 運営費交付金対象収入 1. 附属病院収入	1. 一般診療経費 2. 備置償還経費 3. 特殊要因経費

【収支計画（年度計画）等】

- 各大学が自主・自律のもと、中期計画に基づき策定
- 事業費規模（内容）は、交付金算定ルール上の支出ベースとは異なる

収入	支出
○ 運営費交付金 ○ 学生納付金 ○ 附属病院収入 ○ 雑収入 ○ 受託事業収入 ○ 寄附金等収入 ○ 補助金等収入 ○ 施設整備費補助金 ○ 長期借入金 ○ 国立大学財務・経営センター施設費交付金	○ 運営事業費 1. 人件費 2. 業務経費 (1) 学部・大学院等教育研究費 (2) 附属研究所経費 (3) 一般診療経費 3. 一般管理費 ○ 施設整備費 ○ 受託事業等

→ 予算編成過程において決定

各大学において推計

予算編成過程において決定

各大学において推計

※ 上記の事業費区分は、未定である。